なお、申請者が総合数値の算定に必要な専門技術者及び工事成績を有する場合には、森林管理局等のホームページにアクセスして、申請書を取得し、当該事項を記載､添付の上、申請する森林管理局等に持参又は郵送により提出するものとする。

測量・建設コンサルタント等における参加資格審査について、インターネットにより申請する場合は、上記２⑶に掲げるアドレスにアクセスし、ダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データに入手したパスワードを入力して送信する｡ただし、添付書類として、２⑶に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに②のウ～カまでに掲げる書類を添付し別記３に掲げる送付先に郵送（書留郵便）するものとする。

なお、経常共同企業体等複数の者による申請の受付はできないので､このような場合は、持参又は郵送による申請とする。

また、インターネットにより申請する場合であっても、申請者が下記の11⑴から⑸に示す合併新設会社等で合併後５年未満の場合には、以下に掲げる①キの書類を本社（店）が所在する別記１に掲げる「申請書の提出場所」に持参又は郵送により提出すること。

① 建設工事契約に係る競争参加資格付与の申請をする場合の添付書類
ア 営業所一覧表
イ 建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）
ウ 工事経歴書
エ 総合評定値通知書の写し
オ 共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）
カ 納税証明書の写し（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式その３、その３の２又はその３の３の写し）
キ 申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後５年未満の場合には、当該事実を証明する書類
ク グループ経営事項審査又は持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には、企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書
ケ 行政書士等の代理申請による場合には、同代理申請に係る委任状

② 測量・建設コンサルタント等契約に係る競争参加資格付与の申請をする場合の添付書類
ア 技術者経歴書
イ 営業所一覧表
ウ 登記事項証明書又は登記簿謄本（法人の場合）若しくはその写し
エ 登録証明書等又はその写し
オ 財務諸表類
カ 納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３、その３の２又はその３の３の写し）
キ 行政書士等の代理申請による場合には、同代理申請に係る委任状

⑷ 申請書類の作成に用いる言語
① 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のその他の書類は、日本語の訳文を付記又は添付すること。
② 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

４ 競争参加資格を付与しない者
⑴ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（ただし、特別の事情のある場合を除く。）
⑵ 申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者
⑶ 数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体（以下「共同企業体」という。)であって、⑴及び⑵までに該当する構成員を含む者
⑷ 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者を含む。）
① 契約の履行に当たり故意に工事等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
⑸ 建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経常事項審査を受けていない者
⑹ 経営事項審査において、総合評定値通知書を受けていない者

５ 資格審査において対象とする経営事項審査（建設業法第27条の23に規定する審査をいう。以下同じ。）
資格審査の申請をする直前に受けた経営事項審査であって、かつ、審査基準日が平成21年６月30日以降のもので、再審査を含めて平成20年４月１日付けで改正された基準による経営事項審査の総合評定値を基に格付けを行う。

６ 競争参加の資格審査
⑴ 建設工事契約　上記４の競争参加資格を付与しない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行う。
① 総合数値の算定方法
ア 経営に関する客観的事項の審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ａ
イ 専門技術者に関する審査数値・・・Ｂ
ウ 工事成績の審査数値・・・・・・・Ｃ
審査結果の総合数値算定方式
Ａ＋Ｂ＋Ｃ
なお、建築工事一式の総合数値算定は、経営に関する客観的事項の審査数値とする。
② 各事項の付与数値［表のため略］
⑵ 測量・建設コンサルタント等契約　上記４の競争参加資格を付与しない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行う。
① 総合数値の算定方法
ア 年間平均測量等実績高の審査数値・Ａ
イ 自己資本額の審査数値・・・・・・Ｂ
ウ 流動比率及び営業年数の審査数値の合計値・・・・・・・・・・・・・・・Ｃ
審査結果の総合数値算定方式
Ａ＋Ｂ＋Ｃ
② 各事項の付与数値［表のため略］

７ 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、文書にて通知（郵送）する。

８ 資格の有効期間
平成23年４月１日から平成25年３月31日までとする。なお、随時に申請した場合は、資格の付与されたときから、平成25年３月31日までとする。

９ 申請内容の変更
有資格者は、次の事項に変更があった場合には､「競争参加資格審査申請書変更届(建設工事、測量等)」に必要事項を記載の上、次の添付資料を添え、別記１の申請場所に速やかに提出すること。
⑴ 本社（店）住所
⑵ 商号又は名称、電話番号及びＦＡＸ番号
⑶ 法人である場合には代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名
⑷ 許可・登録の状況
⑸ 営業所の名称、所在地、電話番号及びＦＡＸ番号（営業所の新設廃止を含む。）
添付資料
⑴ 法人の住所若しくは商号若しくは名称又は代表者の氏名に係る変更の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本若しくはその写し
⑵ 個人の住所の場合は、住民票の写し
⑶ 個人の氏名の場合は、戸籍謄本(又は抄本)の写し
⑷ 許可・登録の状況に係る変更の場合は、許可・登録の証明書の写し

10 会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者等の取扱い
⑴ 平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。)となった後に、平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。